



第 2 次旭川市緑の基本計画（改定案）

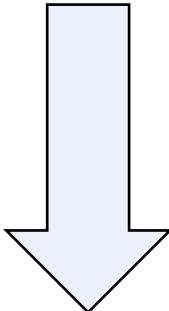
（11月10日第3回緑の審議会からの修正点について）

旭川市土木部公園みどり課

ASAHIKAWA CITY



素案



改定案

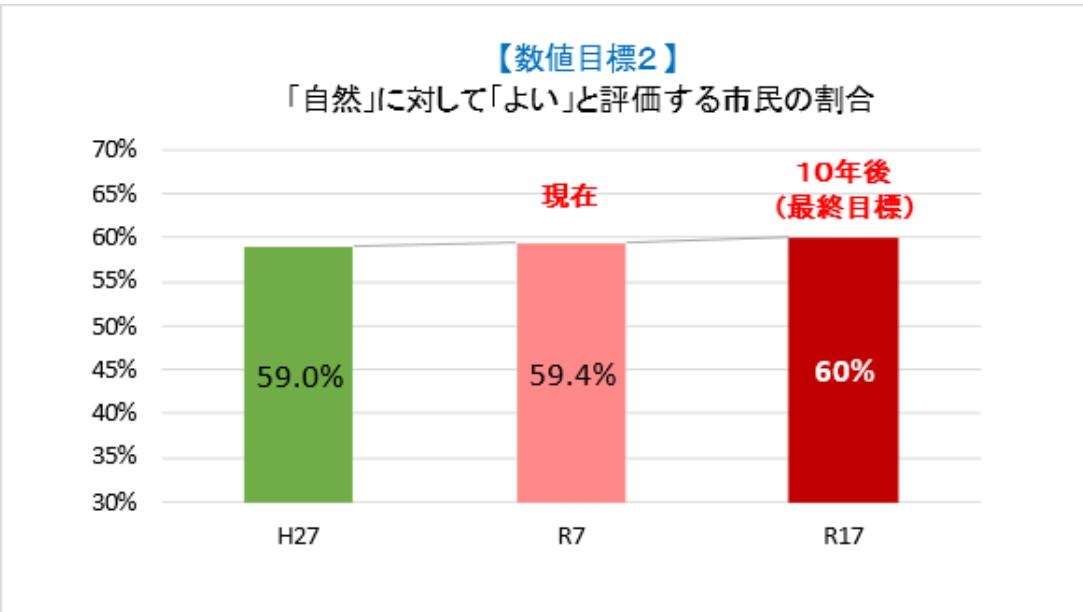
5. 生物多様性の損失および野生生物との共存への視点

現在、世界規模で地球温暖化や破壊等による環境問題、生物多様性の損失が深刻化しています。わが国においても福島第一原発事故以来、エネルギー政策や地球温暖化対策が大きな転換期を迎えており、自然と共生した生活環境の充実が求められています。また、近年ではヒグマなどの野生生物が人間の生活圏に出没する事例が増加しており、生物多様性の保全の視点を踏まえつつ、生活空間の安全安心を担保しながらの共存が求められます。

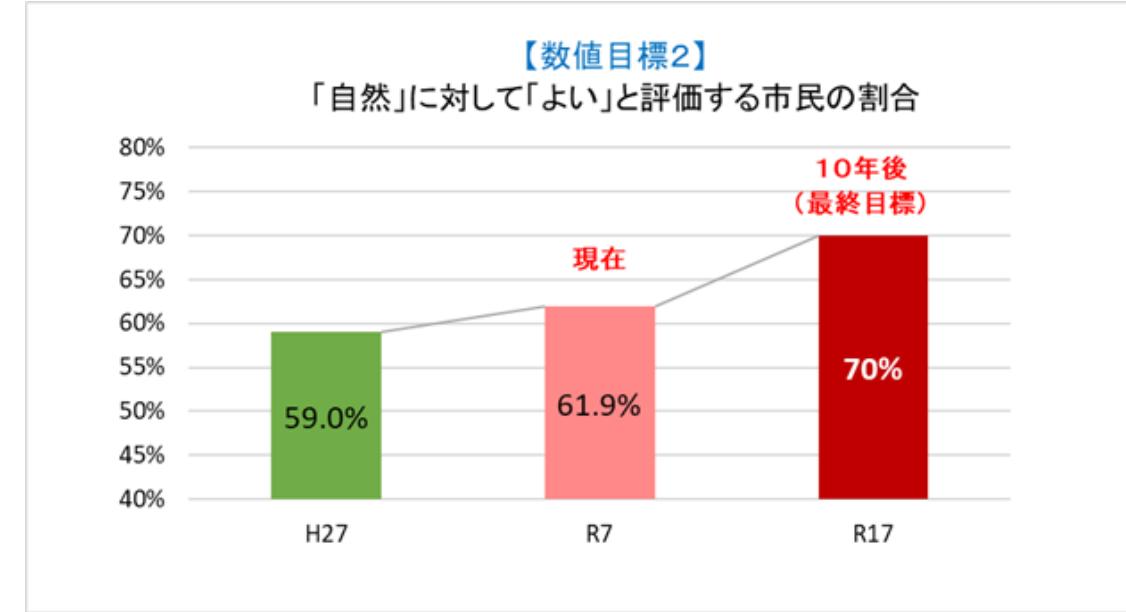
5. 生物多様性の保全及び野生生物対策への視点

現在、世界規模で地球温暖化や破壊等による環境問題、生物多様性の損失が深刻化しています。わが国においても福島第一原発事故以来、エネルギー政策や地球温暖化対策が大きな転換期を迎えており、自然と共生した生活環境の充実が求められています。また、近年ではヒグマなどの野生生物が人間の生活圏に出没する事例が増加しており、生物多様性の保全の視点を踏まえつつ、生活空間の安全安心を担保するためのみどりのあり方について、検討が必要となっています。

3-9ページ数値目標2 自然や公園の満足度を高める（市民評価の増進）

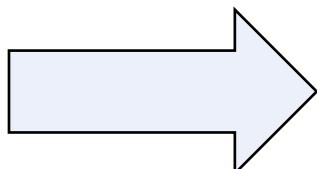


R5年度アンケート結果



R7年度アンケート結果(令和7年11月20日公表)

素案



改定案



安全・安心で
誰にもやさしい
みどりの創出

・ 倒廻で多様な自然と共生するみどりの創出

誰に安全・安心で みどりの創出	c-3-4 ●公共施設の緑化推進	
	d-1-1 ●公園の防災機能の強化	d-1-2 ●防災上重要な場所の保全
	d-1-3 ●防災ネットワークづくりの推進(避難地機能の強化)	
	d-2-1 ●誰にもやさしい公園づくり(バリアフリー化)	d-2-2 ●公園樹木や街路樹の安全管理と適切な更新
	d-2-3 ●防犯面や遊具等の安全・安心づくり	
	e-1-1 ●主要河川の自然保全	e-1-2 ●多様な川づくり・河川の緑化(調整池含む)
	e-1-3 ●河川と接続する公園緑地のエコアップ(自然度の向上)	
	e-2-1 ●生態系に考慮した拠点となる緑地の保全及び 野生生物 への対策	
	e-2-2 ●ネットワークを支えるみどりの保全	e-2-3 ●身近な森林の保全活用・ふれあいの森づくり
	e-3-1 ●環境教育の充実・学校教育との連携と支援	e-3-2 ●緑のセンターの充実・強化
	e-3-3 ●みどりの知識や情報の普及啓発(広報・手引き・行事・説明板等)	e-3-4 ●公的な緑化活動の企画・運営【表彰を含む】
	e-3-5 ●生物多様性や低炭素社会の意識啓発	

重点施策への追加

5-2ページ a-1-1 特徴ある大きな公園の整備について



a-1-1 特徴ある大きな公園の整備

まちの拠点となる大きな公園は、いろいろな機能をもった魅力ある場所である必要があります。常磐公園をはじめとする総合公園は、それぞれ歴史や地形を活かした施設整備が行われ、多様なレクリエーションニーズに対応しています。今後も「多様な自然にふれることができる」「歴史やアートに親しめる」「農や食に親しめる」などの特徴ある大きな公園の整備を、既存公園の再整備も含めて進めていきます。

また、観光や地域づくりの拠点として、神楽岡公園や旭山公園などの機能強化を図るほか、北北海道のスポーツの拠点である花咲スポーツ公園の充実化により広域的な拠点公園づくりや東光スポーツ公園など防災拠点となる公園を計画的に整備するなど、日常的な利用だけでなく緊急時にも機能を発揮できる公園を整備します。

このほか、ネーミングライツや広告収入による財源の確保や民間活力を活かしながら花咲スポーツ公園の整備・活性化を図るなど、持続可能な公園運営の仕組みを取り入れ、公園の魅力や利便性の向上を図ります。(Park-PFI制度の活用)

a-1-1 特徴ある大きな公園の整備

まちの拠点となる大きな公園は、いろいろな機能をもった魅力ある場所である必要があります。常磐公園をはじめとする総合公園は、それぞれ歴史や地形を活かした施設整備が行われ、多様なレクリエーションニーズに対応しています。今後も「多様な自然にふれることができる」「歴史やアートに親しめる」「農や食に親しめる」などの特徴ある大きな公園の整備を、既存公園の再整備も含めて進めていきます。

また、観光や地域づくりの拠点として、神楽岡公園や旭山公園などの機能強化を図るほか、北北海道のスポーツの拠点である花咲スポーツ公園の充実化により広域的な拠点公園づくりや東光スポーツ公園など防災拠点となる公園を計画的に整備するなど、日常的な利用だけでなく緊急時にも機能を発揮できる公園を整備します。

他都市の例を見ると、ネーミングライツや広告収入による財源確保や、Park-PFI制度などの民間活力を活かして公園の整備・活性化を図るなど、持続可能な公園運営の仕組みを取り入れています。本市においても、公園の魅力や利便性の向上を図るため、民間活力を活かした公園づくりの取組の検討と、そのための条例改正や制度の見直しなど、ニーズに応じた柔軟な対応を図っていきます。特に、花咲スポーツ公園については、スポーツ利用のみならず、多様化するニーズを捉えた、地域の賑わいづくりや地域課題にも対応可能な、これまでの公園になかった新しい価値の創出を目指し、さまざまな観点から再整備を推進していきます。

素案



改定案

5-20ページ 児童遊園の統廃合の検討



b-1-3 児童遊園の統廃合の検討

旭川市の児童遊園は285か所設置されていますが、遊具等の施設老朽化が進んでいるほか、整備内容が画一的となっています。

また、8割が500m²未満であるなど手狭であるほか、一部の地区では児童遊園が密集しており遊具などの機能重複がみられます。

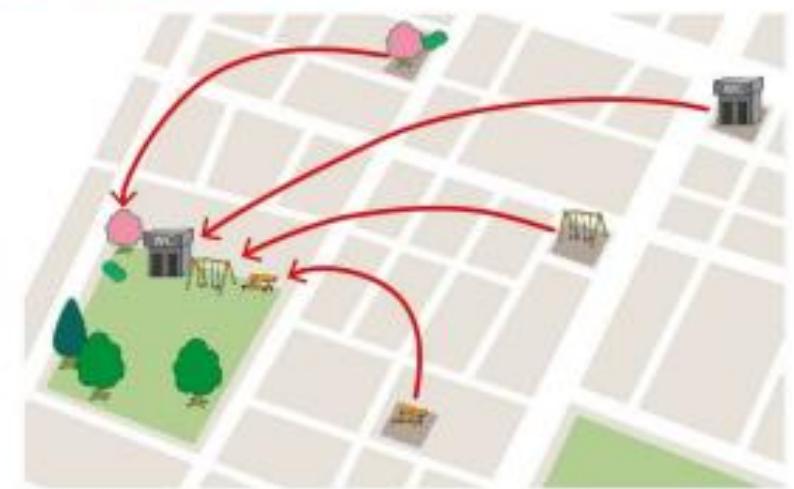
このため、規模の小さな児童遊園は、地域の意見に耳を傾けながら、統廃合の検討を行います。また、一定規模以上の児童遊園は、地区の街区公園の充足状況を踏まえながら、統廃合や街区公園へ変更を図るとともに、都市公園と利用圏が重複する場所では新たな整備は行わないなどの検討を行います。

こうした取組によって、施設の維持管理や適切な更新・再整備について検討していきます。

※児童遊園

児童福祉法第40条に規定されている施設の一つで、屋内型の児童館と並び、屋外型の児童厚生施設であり、街区公園とは異なる目的を持った施設

■公園ストック再編のイメージ





成育数調査



保全活動

春光台公園ミズバショウ群生地

今後のスケジュール



時 期	内 容
11月10日	緑の審議会③ 緑被調査、アンケート調査結果報告 改訂素案の審議
1月 8日	基本計画改定に係る審議会④ 改定案審議
1月16日 ～2月15日	パブリックコメント
2月下旬	基本計画改定に係る審議会⑤ パブリックコメントの結果報告、答申書案の説明 最終案の審議・承諾
3月下旬	審議会より答申案提出
4月上旬	緑の基本計画（改定版）策定